

令和2年度第3回吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定等委員会議事要旨

1 日 時 令和2年12月13日（日）午前10時～正午

2 場 所 吹田市役所本庁舎高層棟4階 特別会議室

3 欠 席 なし

4 議事録（概要）

（事務局）

定刻となりましたので、第3回選定等委員会を開催いたします。本日、第3回の案件は、育成室運営業務委託事業者選定の一次審査でございます。特別委員といたしまして、公募育成室の保護者から代表して2名ずつ御出席いただいております。特別委員の方は、本日が初めての委員会への御出席となりますので、当委員会の委員を御紹介させていただきます。

【各委員紹介】

本委員会は、委託事業者を選定するという性質上、非公開の会議となっておりますので、委員のお名前や委員が特定又は推測される情報、応募事業者に関する情報、その他審議内容などについては公表しないものといたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以後の進行は委員長に代わらせていただきます。

（委員長）

本日の案件や資料について、事務局から説明をお願いします。

（事務局）

案件に入る前に、留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定等委員会の設置根拠及び目的について、御説明いたします。当委員会につきましては、地方自治法の規定により本市に設置する附属機関として、本市の執行機関の附属機関に関する条例に基づいて設置しているもので、留守家庭児童育成室運営業務を委託する事業者の選定及び評価についての審議に関する事項を担当事務として設置する会議体でございます。当選定委員会を含む本市の附属機関につきましては、公正を確保するとともに、透明性の向上を図り、あわせて吹田市自治基本条例の趣旨を踏まえ、市民の市政への参画の推進に寄与することが求められております。また、選定等委員には特別職非常勤職員として守秘義務があり、当委員会における審議の内容については、委員として委嘱する際に御提出いただきました承諾書にも明記されておりましたが、委員及び特別委員として就任することにより、職務上知りえた情報は他者に漏らさず、この職を退いた後も守秘義務が課せられており、本

市ホームページに議事録として公開するもの以外は、情報を他者に提供することは固く禁じられておりますので、このことについては各委員におかれまして御留意いただきませうようお願いいたします。

まず、本日の委員の出席状況ですが、本日は5名の委員、特別委員各2名全員に御出席いただいております、選定等委員会規則の開会要件を満たしていることを報告します。

続きまして、配付資料の御確認をお願いいたします。まず、1枚目が本日の次第、2枚目が資料1「吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定に係る評価項目と基準」でございます。次の用紙は、本日御提出いただく採点票でございます。

(委員長)

それでは、まず事業者の募集結果の報告と本日の一次審査方法等について、事務局から説明してください。

(事務局)

募集の結果を報告します。今回、東佐井寺、西山田の2育成室の各委託事業者を、11月11日から11月30日までの期間募集しましたところ、東佐井寺育成室が3事業者、西山田育成室が2事業者から応募がございました。

本日は、一次審査として書類審査を行っていただきます。第1回選定等委員会において決定いただきました、資料1の吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定に係る評価項目と基準に基づきまして、厳正な審査をお願いいたします。

なお、市が直営で運営している育成室の運営状況を標準点として、5段階評価の真ん中の「3ふつう」とみなしていただき、応募事業者の評価を実施していただきます。仮に全審査項目が「ふつう」の場合は、合計点が600点となります。

なお、採点基準の「1劣っている」や、「5特に優れている」の評価を付ける場合は、具体的な理由を右端の欄に記載してください。また、評価項目ごとの採点合計が65%を下回る場合は、応募事業者や市民の皆様にご理解を念頭に入れ、別紙の理由書に劣っている理由及び根拠を具体的に記載していただきますようお願いいたします。

(委員長)

一次審査に入る前に、本日は、採点票を提出された委員から順次退席となりますので、一次審査結果の通知方法と次回二次審査の予定について、事務局から説明してもらえますか。

(事務局)

まず一次審査結果につきましては、一次審査終了後事務局で集計し、明日以降できるだけ早い日に、委員の皆様へ、二次審査開催通知と合わせて、書面で御報告させていただきます。次回12月19日(土)の二次審査につきましては、一次審査を通過した事業者を対象に、事業者のプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施します。

(委員長)

それでは、これより一次審査を開始していただきますが、審査を始める前に特別委員の

方を含め、皆様にお願ひがあります。保護者として、あるいはそれぞれのお立場や見識からいろいろお気持ちがあることは理解しておりますが、審査に当たっては公正・公平な立場で評価をお願いいたします。また、評価に対しては、客観的・合理的な判断に基づく評価をお願いいたします。ここにいる委員全員が、子供たちにとってより良い環境を願っており、子供のために良くしていただける事業者を選びたいと思っておりますので、全員が同じ方向を向いて審査することを確認させていただきました。

それでは、御質問等がございましたらお願いします。

(委員)

書類に記載がないものをどう判断したらいいか非常に悩んでおり、二次審査の段階で追加資料があるのかどうか教えてください。年間計画に関して採点の評価に記載されているが、その資料が1社は全くありません。二次審査の時にそれが示されるような資料が出てきたらいいと思いますが、それがなければ、書類審査といえども、しっかり審査したいという気持ちがあります。

あと、選定委員として子供たちのためにしっかりと審査したいという気持ちは当然あるわけですが、それでも、保護者の思いとしては、今年度、本当に子供たちのために選定することがいいことなのかどうかと悩みや不安が保護者としてあります。ただ、選定委員会に出席し採点をするわけですが、今年度は子供たちのためにもやっぱり選定はやめて欲しいという思いは持っているということは意見として表明させていただきます。

(事務局)

追加資料につきましては、基本的に認めておりませんので、提出されている書類の範囲内で審査をしていくこととなりますが、二次審査でプレゼンテーションやヒアリングを行いますので、年間行事や年間スケジュールに関しては、新しい育成室での計画がまだでき上がっていない可能性もあり、今の時点で年間計画があるかどうかだとか、例えば、現在、別で運営しているものをそのまま運用していく予定なのか、直営の育成室の年間計画を踏襲してやっていくのかというところは質問いただきまして、そこで判断をしていくという形にはなります。資料としては新たに出てくることはございません。

(委員)

書類の中に不備とか疑問点がありまして、書類が変わらないのであれば現時点でお伺いしておきたいと思ひます。いくつか記載ミスがあるのではないかと思ひます。学級の名称も誤って記載しているところがあります。また、収支計画において、加配人数が誤っているようですが、現状を把握できていないのかなと思ひます。おやつ代、教材費等の収入の部において最大人数で記載されていますが、定員いっぱいまで来年度から取ろうと事業者が考えておられるのかなということで、ぎりぎりまで入れようという気持ちが事業者にあるのであれば、営利目的という印象を受けてしまいました。これが不備なのか。入室児童数を理解して記載されているのかどうか気になります。あと、フライングで人材募集をかけている事業者のことについて市も把握していると思ひますが、まだ選定され

ていないにも拘わらず、採用情報をインターネットに流しておられたと思います。主任指導員も普通の指導員も複数名募集をかけておられます。本当に人材がそろうのかということ、安心できるとは思えませんでした。

(事務局)

加配人数については、おそらく予測ということになりますので、それをもって、把握していないということには繋がらないと考えています。そこはヒアリング等で確認いただければと思います。また誤記載ということですが、これも誤記載をもって評価が悪いということにはならないと考えています。あと、おやつ代につきましても、定員いっぱい
の最大人数で収支計画に書かれていますが、児童の入室は市の判断になってきますので、市が定員いっぱいを入れるということでもありませんし、おそらく事業者側も定員いっぱいまで取りたいというような趣旨ではないと推測します。

選定前に指導員の求人募集をされていたことは市にも情報は入っています。その記載があたかも決まっているかのような形で募集されているというところは、問題があると認識し、事業者にその表記を修正していただくようお願いをしました。ただし、指導員確保について市がそれを止めることではございません。その表記を改めて募集していただくようお願いしていますが、これ自体は逆に保護者様の思いに寄り添い、主任指導員を引継ぎまでに確保したいという趣旨であったとうかがっています。

(委員)

記載の誤りは二次審査の時に、これが間違いですかという確認を直接させていただいたらいということですか。それとも今見てこれが誤っているのかどうなのかというの
はわからないということですか。

(事務局)

おそらく学級名称の表記に関しましては、明らかに誤っていると思われるので、そこ
は読み替えていただければと思いますが、もしわからないということであればヒアリングの際に聞いていただくこともできます。

(委員長)

それでは一次審査を進めてください。

【各委員による審査】

～閉会～